

社会福祉法人愛育会役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事及び監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 理事及び監事に対する報酬年額は、別表第1に定める額とする。
- 3 評議員の報酬総額は定款第9条に定める金額の範囲内とし、各評議員の報酬年額は、別表第1に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表第2に定める額の報酬を支給する。
- 5 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は別表第1に定める額の報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支払日は理事及び監事の場合は毎年12月10日、評議員の場合は3月10日とする。ただし、日額の場合はその都度支給する。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が理事会、理事協議会、委員会、その他役員として出席する会議等に出張した場合は、職員の旅費に関する規則第8条の定めにより旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の月割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 年の途中における就任、退任、又は解任された場合は、月割りによって計算する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。
2. 従前の社会福祉法人愛育会役員報酬等規程は廃止する。

別表第1

名 称	報 酬
理事長	年額 200,000円
理 事	年額 50,000円
監 事	年額 50,000円
評議員	年額 20,000円
苦情対応第三者委員	年額 3,000円

別表第2

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員	日額 5,000円